

平成 16 年 12 月 3 日

金融庁総務企画局企画課調査室 御中

全国銀行協会

「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）に対する意見」の提出について

今般、当協会では、平成 16 年 11 月 19 日付「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）」に対する意見を別添のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（案）に対する意見

1．氏名又は名称： 全国銀行協会

2．連絡先：

3．法人又は所属団体名：

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
1	全般	本実務指針案の遵守にあたっては、具体的な水準は事業者の判断に委ねられているという理解でよいか。	同左	実現方法について一律な義務とするならば、事業者に対し、膨大かつ過度な負担をかけさせる虞があるため。
2	(1) 1 - 2	各管理段階毎に規程を定めることになっているが、各管理段階毎に規定を定めるという要素が含まれていれば、実務に則してアレンジは可能という理解でよいか。	同左	実務に即した方法が可能かどうか確認したため。
3	(2) 1) 2 - 1 - 1	個人データ管理責任者の業務とは統括責任を負うという意味であって、業務執行については権限委譲が可能と理解してよいか。	同左	実務に即した方法が可能かどうか確認したため。
4	(2) 3) 実施体制の整備に関する 技術的安全管理措置	本実務指針案が対象とするのは「個人データ」全般であるが、技術的安全管理措置は全ての個人データに一律に適	同左	本実務指針案が対象とするのは「個人データ」全般であり、マニュアル情報や営業店のパソコン等まで対象となるため、技術的

	4．意見の該当箇所	5．意見の概要	6．意見	7．理由
		用されるものではなく、記録媒体や取扱い状況に応じ、事業者の判断によりいずれかの段階で適切な措置を講じればよいという理解でよいか。		安全管理措置については、これをすべて同じように手当てすることは実務上困難であり、事業者の判断によりいずれかの段階で適切な措置を講じることでその目的を果たすことによいかどうかを確認したい。
5	別添 1～3	別添 1～3 の位置付けおよび努力義務規定か義務規定かを明確化していただきたい。	同左	位置付け、規定の性格を確認したい。